

呉市基幹相談支援センター 2026年度重度訪問介護従業者養成研修の案内

★講義2日+実習1日で取得可能★

地域で自分らしく生活する障害者の支援をしませんか

重度訪問介護とは、障害者自立支援法のサービスの一つです。

講座では重度の肢体不自由者であって常時介護を要する方に対し、居宅における介助や外出中の介護（ガイドヘルプ）、緊急時の対応などに関する知識や技術を学びます。

さらに指定重度訪問介護における実習があり、当事者の方とのコミュニケーションを通して、より実践的に学ぶことが出来ます。重度訪問介護従業者資格は、短期間で資格取得が出来ますので、これから介護の仕事を始めようかと思っている方にはぴったりの資格です。

全カリキュラムを終了すると「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（2006年9月28日厚生労働省告示第538号）の重度訪問介護従業者養成研修基礎課程・追加課程の修了証書が発行されます。障害者介護の仕事始めるにあたってまず必要とされる資格、それが重度訪問介護の資格です。障害の軽度の方から最重度の方までサービスを提供することが可能です。

「強度行動障害支援者養成研修」「同行援護従業者養成研修」「重度訪問介護従業者養成研修」のいずれかを受講すれば、初任者研修等のヘルパー資格のない方でも呉市の移動支援に従事することができます。

【日 時】（講義2日間+実習1日）

第1回	2026年5月9日（土）10：00～16：10 2026年5月10日（日）10：00～16：15 実習 5月11日～6月10日のうち1日：10時間
第2回	2026年12月5日（土）10：00～16：10 2026年12月6日（日）10：00～16：15 実習 12月7日～12月26日のうち1日：10時間

【会 場】くれんど 本部 2階 呉市安浦町水尻 1-3-1（実習は利用者宅）

【受講内容】 重度訪問介護従業者養成研修（基礎及び追加）通学課程

<基礎研修>

- ① 重度の肢体不自由者の地域生活等及び従業者の職業倫理（2h）
- ② 基礎的な介護技術（1h）
- ③（実習）基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術（5h）
- ④（実習）外出時の介護技術（2h）

<追加研修>

- ⑤ 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援（4h）
- ⑥ コミュニケーションの技術（2h）
- ⑦ 緊急時の対応及び危険防止（1h）
- ⑧（実習）重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習（3h）

【受講対象】 16歳以上でホームヘルプサービスに従事することを希望する方、又は従事することが確定している方

【受講定員】10名（先着順）

【受講料】20,000円（テキスト代含む）

【申込み方法】

（1）要綱の右側“申込フォーム”からお申込みいただくか、下記受講申込書に記入の上、ファックスまたはメールで申し込んでください。

（2）受講料は振込にてお願いします。納付された受講料は原則として返金できません。

（テキストは当日配布します）

※受講日1か月前から振込先等を記載した「受講決定通知書」をメールにてお送りいたします。

【講習会修了証の交付】

すべての講習科目を受講し、実技講習の審査の結果、合格した方に修了証を交付します。

〈問い合わせ・申し込み先〉
呉市基幹相談支援センター
(社会福祉法人 くれんど)
〒737-2517 呉市安浦町水尻 1-3-1
Tel：0823-69-1055 Fax：0823-69-0043
ホームページ：<https://kurend.com/>
メールアドレス：kure-kikan@kurend.com

-----切り取り-----

呉市基幹相談支援センター 重度訪問介護従業者養成研修申込書

※修了者を県へ報告する義務があります。受講者の方の住所、電話番号を記入ください。

フリガナ 受講者名		
受講者 住所 電話番号	〒 — (TEL)	
事業所名 住所 電話番号	(事業所名) 〒 — (TEL)	
生年月日	(西暦) 年 月 日	
希望日程	第 回 年 月 日	
受講決定通知書の 受け取り (どちらかに○)	メール希望 (アドレス)	郵送希望

個人情報の取扱いについて

1. 受講生個人を識別できる受講生名、住所、生年月日の情報を「個人情報」とします。
2. 個人情報は下記の目的に使用させていただきます。
①当団体からの郵便物の発送 ②重大事故発生時における国土交通省からの受講内容の照会
3. ご提供いただいた個人情報は、個人情報が不要であることを確認した時点で、およびその後当団体が必要と判断する一定月数を含めた期間において、第三者がお客様の個人情報に触れないよう、適切な管理体制のもとに、当団体が保管いたします。受講生ご本人から、個人情報の開示、修正または削除のご依頼があったときは、すみやかに開示、修正、または削除いたします。